

令和6年 第1回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年1月26日(金) 10時00分  
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（11件）

高農議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)  
高農議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)  
報告第4号 農地利用変更届出のこと(1)

○出席委員（14名）

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 大濱 正則  | 2 番  | 北野 保夫  |
| 3 番  | 本庄 捨伸  | 4 番  | 北野 益生  |
| 5 番  | 前橋 瑞紀  | 6 番  | 野村 富夫  |
| 7 番  | 北原 知子  | 8 番  | 駒井 隆彦  |
| 9 番  | 長谷川 巧  | 10 番 | 松本 慶一  |
| 11 番 | 松本 眞実子 | 12 番 | 芦谷 博務  |
| 13 番 | 杉田 住夫  | 14 番 | 宮下 多恵子 |

○欠席委員（0名）

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

○出席事務局職員（3名）

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 事務局 | 事務局長 | 西田 幸生 |
| 〃   | 主 幹  | 尾塩 昌昭 |
|     | 事務員  | 吉田 美紅 |

○出席市長部局（1名）

|       |     |      |
|-------|-----|------|
| 産業振興課 | 課 長 | 松本 剛 |
|-------|-----|------|

## 議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第1回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第1～2号の2件、報告第1号～報告第4号の9件、併せて11件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。（時候の挨拶）それでは第1回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により **1 番 大濱委員、及び 2 番 北野保夫委員** よろしくお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第1号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第1号は農地法第3条第1項の許可申請で、1件でございます。
- （高農議第1号、1番を読み上げる）
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。北浜地区お願いします。
- 1 2 番 事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議1号は承認されました。
- 続きまして高農議第2号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 **高農議第2号は**、農地法第5条第1項の許可申請でございます。
- （高農議第2号、1番を読み上げる）
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。北浜地区お願いします。
- 1 2 番 北浜地区として、申請地まで入るには、私有地を通っていかないと進入できないので通行許可証が添付されているが期間が3月8日までとなっておりますが申請書の提出が遅れたので工事期間も後ろにずれてくるため進入路の所有者とよく協議するように言っています。

|       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   | 通行許可については、代理人に、工事が終わるまでの通行許可に変更するように依頼し提出すると聞いていますので、問題ないと思います。                                          |
| 議 長   | 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。                                                                   |
| 3 番   | 大きな規模ですが、パネルの枚数はわかりませんか。また、太陽光発電について、最近是非 FIT が多いですが、電気を自分で販売しないといけないがどこへ売るか決まっているのでしょうか。                |
| 1 2 番 | 大手の電気事業者には売らないですが、他に電気を売るルートは持っています。                                                                     |
| 事務局   | パネルの数ですが北春日 7 3 が 2 4 枚、北春日 7 5 が 1 4 2 枚で合計 1 6 6 枚です。電気については、申請業者の親会社が小売電気事業者であり売買契約を締結し販売することになっています。 |
| 9 番   | 最終的に所有者は誰になっていっているのか。太陽光設置後、管理者が違ってあるがどうなっているのですか。                                                       |
| 事務局   | 過去に太陽光設置したところを調べたら所有権移転されていました。                                                                          |
| 9 番   | 申請地まで工事車両が入っていけないような場合農会長は、どう対応すればいいですか。                                                                 |
| 事務局   | どうやって工事をするのか聞いてください。私有地を通行するのであれば所有者から通行許可をもらうように促してください。                                                |
| 1 2 番 | 農会に相談する前に、農地転用の話が決まってしまうっており、そのあと断ることや止めることが難しい。また、電線を引くにあたっても注意が必要です。                                   |
| 議 長   | この件について、他にご意見、ご質問はございませんか。<br>ご異議ございませんか。                                                                |
| 各委員   | (「異議なし」の声あり)                                                                                             |
| 議 長   | 異議の声がありませんので、高農議 2 号は承認されました。<br>続きまして報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。          |
| 事務局   | 報告第 1 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、4 件ございます。<br>(報告第 1 号、1 ～ 4 番を読み上げる)                                  |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。                                                                           |
| 各委員   | なし                                                                                                       |
| 議 長   | 続きまして報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。                                |
| 事務局   | 報告第 2 号は農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3 件ございます。<br>(報告第 2 号、1 ～ 3 番を読み上げる)                       |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。                                                                           |
| 各委員   | なし                                                                                                       |
| 議 長   | 続きまして報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。                                |

|     |                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 事務局 | 報告第 3 号は農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1 件ございます。   |
|     | (報告第 3 号、1 番を読み上げる)                                       |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。                            |
| 各委員 | なし                                                        |
| 議 長 | 続きまして報告第 4 号「農地利用変更届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。             |
| 事務局 | 報告第 4 号は農地利用変更届出で、1 件ございます。                               |
|     | (報告第 4 号、1 番を読み上げる)                                       |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。                            |
| 各委員 | なし                                                        |
| 議 長 | 以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。 |
|     | (以 上)                                                     |
|     | 終了時刻 午前 10 時 40 分                                         |
|     | <u>議事録署名委員</u>                                            |
|     | 大濱 正則 委員 _____                                            |
|     | 北野 保夫 委員 _____                                            |